

堺市議会基本条例（合意条文）

堺市は、中世において世界的にも先駆をなす自治都市を形成したという住民自治の発祥を誇りとしている。

その系譜を受け継ぐ私たち堺市議会は、日本国憲法に規定された地方自治の本旨に基づき、直接選挙で選ばれた市民の代表である市議会議員によって構成される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担う住民自治の要である。

一方、二代表制のもと、同じく直接選挙で選ばれた市長は、議会に比べて多くの権限を有し、市政における役割はおのずと異なる。しかし、市議会と市長とは、互いに健全な緊張関係を保ちながらも、独立対等な立場で、多くの市民の多様な意見を市政に反映し、これを運営する責務を負っている。

今日の地方分権時代の到来により、地方自治体の役割と責任が拡大し、市民の行政需要が増大する中で、本市議会は、議会の活動に関する様々な情報を積極的に発信し、これを市民と共有するとともに、多くの市民の市政への参画を推進することにより、市民にとってより身近で開かれた議論の場としての役割の強化及び充実に努めなければならない。

よって、本市議会は、市民から負託された期待に応えるため、自ら議会改革を推し進め、議会の権能をさらに高めていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二代表制のもと、議会並びに議員の役割、責務及び活動原則を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他執行機関との関係及びその他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民に身近で開かれた議会を創造し、もって市民福祉の向上及び市政の持続的発展に寄与することを目的とする。

（会期等）

第〇条 議会は、議会審議の公正性と透明性を確保するため、市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、必要な審議日数を適切に確保し会期を定めるものとする。

（議長及び副議長）

第〇条 議長は、議会の代表者として、中立で公平な立場においてその職務を行い、民主的かつ公正な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議会の秩序を保持し、円滑な議事運営に努めるものとする。

3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

（委員長及び副委員長）

第〇条 委員長は、委員会の円滑な議事運営に努めるものとする。

- 2 委員長は、市政に関する課題及び市の事務に関する調査並びに付託された事件の審査を行う委員会の特性を發揮させるよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定は、副委員長が委員長の職務を行う場合に準用する。

（委員会）

第〇条 委員会は、市政に関する課題若しくは市の事務に関する調査又は付託された事件の審査（以下この条及び第 条において単に「調査又は審査」という。）を自主的かつ自立的に行うものとする。

- 2 委員会は、調査又は審査を充実させるため、必要に応じて委員間討議を行うものとする。
- 3 委員会は、市民の意見を把握するため、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。
- 4 常任委員会は、その有する専門性の見地から調査又は審査を行うものとする。
- 5 特別委員会は、その設置目的、委員の数を明確にし、効率的に調査又は審査を行うものとし、政策の立案又は提言を行うことができる。
- 6 議会は、特別委員会が、その設置目的を達成した場合においては、速やかにこれを改組、又は廃止するものとする。

（専門的知見の活用）

第〇条 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

（議会事務局の機能強化）

第〇条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会の機能を充実させるため、議会活動を補佐する議会事務局の機能強化に努めるものとする。

（議会図書室の充実強化）

第〇条 議会は、議員の議会における審議や調査研究に役立てるため、必要な資料等を収集保管し、議員に積極的な情報提供を行うなど議会図書室の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、議会図書室の市民等の閲覧利用に配慮するものとする。

（議会の役割と責務）

第〇条 議会は、二元代表制のもと、次に掲げる役割を担い、責務を負う。

- (1) 議事機関として、議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長その他執行機関の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。
- (4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。

（議会の活動原則）

第〇条 議会は、前条各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するもの

とする。

- (1) 議会活動の公正性と透明性を確保すること。
- (2) 市民との意見交換等を通じて、多様な課題の解決に取り組むこと。
- (3) 議会活動について、市民に説明し、情報公開を行うこと。
- (4) 議会の役割に鑑み、継続的な議会改革に取り組むこと。

(議員の役割と活動原則)

第〇条 議員は、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見を把握し、市の政策立案及び提言に適切に反映させること。
- (2) 市政に関して、必要な調査及び研究を行うとともに、必要に応じ議案を提案すること。
- (3) 市民に対し、自らの議会活動について、わかりやすく説明すること。
- (4) 議員としての資質を向上させるよう、常に研さんすること。
- (5) 議員として、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。

(会派)

第〇条 議員は、議会活動を円滑に行うため、議員の集団として会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案及び提言等に関し、会派間で調整を行い、議会における合意形成に努めるものとする。

(議決事件及び報告案件の拡大)

第〇条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件及び議会へ報告すべき案件については、別に条例で定める。